

平成 25 年 11 月 11 日

総務省総合通信基盤局
電波部移動通信課 御中

郵便番号 105-7317
(ふりがな)
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな)
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな)
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな)
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな)
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな)
氏 名 ソフトバンク BB 株式会社
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「無線設備規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

(連絡先)



意見書

1. 要旨

本改正の早期実現を希望します。また、これと併せて、複数の移動体通信事業者の周波数を跨いだキャリアアグリゲーションについても、実施可能とすべきと考えます。

2. 本文

今回の制度整備により導入可能となるキャリアアグリゲーション技術は、移動体通信サービスにおける飛躍的な高速通信実現の要であり、今後のサービス提供形態において、ユーザーが本技術のメリットを十分に享受出来るかどうかは、将来の移動体通信サービスの発展を左右する重要な鍵であると考えます。

来年以降全世界で発売されるキャリアアグリゲーション対応のグローバル端末は多くのキャリアアグリゲーションのパターン(周波数帯の組合せ)に対応していることが想定されており、今後も国内におけるグローバル端末の普及拡大は避けられない状況の中、それらの端末性能を十分活用してユーザービリティを高めるためにはネットワーク側においても、より多くのキャリアアグリゲーションのパターンに対応しておく必要があります。

一方、移動体通信事業者が保有する周波数は限られており、特に保有周波数が少ない事業者の場合、ユーザーはキャリアアグリゲーションのメリットを十分享受することが出来ません。そのような状況では、保有周波数が少ない事業者は、競争力のあるサービスをユーザーへ提供することが出来ないため、圧倒的に不利なサービス競争を強いられることとなります。また、MVNO 事業者のサービスを想定する場合、今後 MVNO そのものの更なる促進が期待される中、複数の MNO のネットワークを活用してサービスを展開するケースも考えられ、その場合に複数 MNO の周波数を束ねてキャリアアグリゲーションを実現することが出来れば、MVNO サービスのユーザーにもキャリアアグリゲーションによる十分なメリットを提供することが出来ます。

世界的に導入が進む最新技術のメリットを日本国内においても十分にユーザーに提供するためには、単一事業者の保有周波数の枠に縛られることの無い柔軟な制度運用が必要であり、複数事業者の周波数を跨いだキャリアアグリゲーションについては、他事業者のネットワークを利用するという観点から、従来より認められている事業者間におけるローミングの扱いと同様の形態と見なすことが可能であることから、技術的に可能且つ、当該事業者間の合意がある限り妨げられないものと考えます。

なお、日本国内においては、移動体通信サービスを提供する事業者として、携帯電話事業者と BWA 事業者が存在するため、複数の携帯電話事業者間を跨ぐキャリアアグリゲーションのみでなく、複数の BWA 事業者間を跨ぐ場合、更には携帯電話事業者と BWA 事業者を跨ぐキャリアアグリゲーションが考えられます。

今回の制度整備案では、上記のキャリアアグリゲーション形態については妨げられておらず、制度上は、ダウンリンクのキャリアアグリゲーションについて、いずれの形態においても実現可能との解釈であると考えますが、異なる事業者を跨ぐ場合、事業者間での合意が必要であり、早い段階からの準備が必要となるため、その点からも今回意見募集の対象である「無線設備規則の一部を改正する省令案等」の早期実現を希望します。

以上